

○国土交通省令第九十三号

令和二年十一月二十七日

(略)

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第四条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>一 十六 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>一 十六 (略)</p> <p>別表</p> <p>1 火薬類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの</p> <p>一 三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れているもの</p> <p>二 五百グラムを超えない信号焰管及び信号火箭(せん)</p> <p>三 百グラムを超えない競技用紙雷管</p> <p>四 八百発を超えない競技用の公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包〔銃器に装填した実包及び空包</p> <p>五 銃器に装填した実包及び空包(警察官、監獄官吏その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。)</p> <p>(以下略)</p>